

「遺族年金生活者支援

給付金制度」の

請求手続きが、 はじまります。

中に入っている
ハガキに名前を
書いてご請求ください。

年金生活者支援給付金を請求いたします。

フリガナ	ネンケン ハナコ
氏名	年金花子
口座番号	12345678901
生年月日	0000

※お名前を必ずご記入ください。

※申請書では、請求者に本人やご家族（世帯員）が年金生活者支援給付金の要件を満たしていることを確認する必要があります。

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

168-8505
東京都杉並区高井戸西
3-25-24

年金 花子 様

12345678901234
12345

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

（開封前に宛名をご確認ください。）

重要手続き書類在中

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒裏面を
読み取ることができます。

対象者の方には、「日本年金機構」からこの封書が届きます。

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。
また、受け取るには請求手続きが必要です。

- 遺族基礎年金を受けている。
- 前年の所得^{※1}が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円^{※2}」以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

(月額) **5,000**円

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。



請求はカンタン!

日本年金機構から届く封書の中に入っているハガキに記入して送るだけ。

1 封筒が届く



2 記入して
切手を貼る



3 投函する



※給付額等は、2019年度の金額です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者
支援給付金
専用ダイヤル

0570-05-4092

年金給付金 検索



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。